

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

建築物等の解体・補修時に対する石綿含有建材の事前調査等について  
(お知らせ)

標記につきましては、労働安全衛生法（石綿障害予防規則）と大気汚染防止法の改正を受け、石綿含有建材が拡大したことにより令和4年4月1日からLPガス販売事業者が工事の請負となった場合には、調査等の実施が必要となる場合がありますのでご参考までにお知らせいたします。

なお、本件に該当する会員・関係者へのご周知や詳細な内容につきましては、所属の労働基準監督署、自治体にご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

記

【概要】

1. 調査・報告が義務となる対象工事について

- ①建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ②建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの
- ③工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの

2. 調査の実施者について

調査・報告は誰でも可能ですが、令和5年10月1日からは建築物に該当する場合（①および②）は建材調査の有資格者による調査が必要となります。

※③の場合でも建築物に損傷を与えるような場合には有資格者による調査が必要となります。

3. 報告先について

工事現場を所管する都道府県等に報告する必要があります。

また、石綿障害予防規則に基づき同様の報告が規定されています。

gBizIDを使用したインターネットシステムを用いて両報告を一括で行うこ

とができます。

なお、書面による報告の場合は労働基準監督署と都道府県等のそれぞれに報告する必要があります。

#### 4. 保存について

調査結果の記録については工事終了から3年間の保存義務があります。また、上記の報告対象工事未満の工事でも事前調査を実施し、その記録を3年間の保存する必要があります。

(石綿) 事前調査結果の報告について (環境省)

[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_87.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html)

石綿総合ポータルサイト (厚生労働省)

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

g BizID 関連 (デジタル庁)

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

石綿事前調査結果システム FAQ 集

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.ishiwata.mhlw.go.jp%2Fdata%2Frrs-faq.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK>

以 上

(発信手段：Eメール)

担当：保安・業務グループ 瀬谷、橋本、安藤